

一般事業主行動計画

関東菱油株式会社

・子どもが産まれる際の父親の休暇の促進

男性の育児参加を促進し、社員が仕事と子育てを両立し継続勤務できる環境の整備を行う。

1. 計画期間:2019年4月1日 から 平成2024年3月31日までの5年間

2. 内 容:

【目標 1】 男性の育児参加・育児休養に関する管理者研修及び男性の育児休暇取得を促すための周知勧奨を行う。

【目標を達成するための対策と実施時期】

2019年10月 ～ 管理職研修の検討

2020年 3月 ～ 研修の実施

【目標 2】 子どもの学校行事や予防接種等の通院の為の休暇制度を導入する。

【目標を達成するための対策と実施時期】

2019年10月 ～ 制度の詳細に関する検討。

2020年 3月 ～ 就業規則の改定、届け出および周知。

・労働者が子育てや子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等、より利用しやすい制度の導入

1. 計画期間:2019年4月1日 から 2024年3月31日までの5年間

2. 内 容:

【目標 1】 計画期間内に、育児休業の取得状況を以下の水準以上にする。

男性社員:1人以上 女子社員:取得率80%以上

【目標を達成するための対策と実施時期】

2019年10月 ～ 取得を容易にするため、育児休業期間のうち5日間は有給扱いとする等の育児休業規定を検討する。

2020年 3月 ～ 管理職を対象とした研修の実施、社内報などを活用した周知・啓発の実施。

【目標 2】 子供の看護休暇制度を時間単位、半日単位で取得可能とし、

子供の人数にかかわらず年間10日付与する。

【目標を達成するための対策と実施時期】

2019年10月 ～ 制度の詳細に関する検討。

2020年 3月 ～ 社内報などを活用した周知、制度の実施。